

鳥獣被害防止対策協力依頼書（シカ・イノシシ等）

（あて先） 姫路市鳥獣害防止対策協議会事務局
姫路市北部農林事務所

小 学 校 区	
農区(自治会)	
住 所	
代表者職氏名	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	

下記のとおり鳥獣による農作物等の被害があり、当該被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲を依頼します。

また、有害鳥獣の駆除を猟友会に依頼することなどを農区及び自治会内に周知するとともに捕獲檻を設置いただく場合には、裏面の「提出に際しての注意事項」の4に従い、捕獲檻を適正に管理します。

記

捕獲を依頼する鳥獣の種類	シカ・イノシシ・その他（ ）			捕獲を依頼する鳥獣の種類と希望する捕獲方法は該当するものを○で囲んでください。 ただし、捕獲方法は猟友会と相談の上決定しますので希望に沿えない場合があります。
希望する捕獲方法	銃器・捕獲檻・その他（ ）			
捕獲檻の設置	設置希望場所			
	設置場所所有者			
農作物等の被害の区域又は場所	※具体的な被害場所（番地等）をご記入ください。 地図等に図示していただいても結構です。			
地元の鳥獣被害防止対策	侵入防止柵	電 気 柵	そ の 他	
	有 ・ 無	有 ・ 無		
被害状況	<農作物被害>			
	被害作物名			
	被害面積	m ²	m ²	m ²
	<その他の被害> _____ (被害内容を具体的にご記入ください)			

※記入時には必ず裏面の提出に際しての注意事項をご覧ください。

新規依頼	わな管理番号	-L-	設置依頼	設置入力	貸出期限	意思確認	回収依頼	回収入力	↓ 猟友会記入欄	
	依頼番号	年度-大型-							設 置	回 収
継続依頼	今回依頼番号	年度-大型-	継続依頼	継続入力	貸出期限	意思確認	回収依頼	回収入力		回 収
	前回依頼番号	年度-大型-	／	／	／	／	／	／		／

提出に際しての注意事項

1 提出方法について

- ① 被害地の農区長または自治会長名で依頼書を提出してください。
- ② 依頼書に必要事項を記入し、姫路市北部農林事務所に提出してください。
- ③ 支所、出張所、サービスセンター又は姫路市役所農政総務課を経由して提出することもできます。
- ④ 後日、市内の猟友会員が捕獲檻の設置に伺います。檻の設置場所の立ち会いをお願いします。

2 記入にあたっての留意点について

- ① 依頼書上部の「新規・継続」のどちらかを○で囲み、「小学校区」「農区(自治会)」「住所」「氏名」「電話番号」「携帯番号」欄に記入してください。
- ② 依頼書下部の「鳥獣の種類」「捕獲方法」「捕獲檻の設置」「区域又は場所」「防止対策」「被害状況」は鳥獣による農作物被害を受けている農地の状況等について記入してください。
- ③ 「被害状況」欄の被害面積は、次により算出してください。
「被害があった農地全体の面積」×「被害農地全体の減収割合」

例) $1,000\text{m}^2$ (当該農地の全体面積) $\times 0.3$ (被害農地全体の減収割合) = 300m^2 (被害面積)

3 添付書類について

被害のあった農地等を含む周辺の地図

被害発生現場を朱色で囲い、捕獲檻設置希望場所を◎で表示すること。

捕獲檻の設置場所は、猟友会と相談して決定しますのでご了承ください。
捕獲檻の設置場所については、農区(自治会)の責任で、所有者等の承諾を得てください。

4 捕獲檻設置後の取扱いについて

- ① 捕獲檻設置後の管理は、農区(自治会)となります。
- ② 捕獲檻で事故が発生しないよう付近の住民に周知を徹底するなど、必要な措置をとってください。
- ③ 捕獲檻の管理は、農区(自治会)又は申請者が次のとおり行います。
 - 原則として朝を中心に1日1回以上の見回り
 - エサの管理 (食べた場所には補充せず、捕獲檻の奥へと誘導していく。)
- ④ 捕獲したシカ・イノシシ等が死亡していた場合は、農区(自治会)又は申請者で処理してください。
- ⑤ 捕獲依頼対象外の動物を捕獲した場合(誤捕獲)は、必ず放獣すること。誤捕獲した動物を故意に死亡させた場合は、法律により罰せられる可能性があります。

5 被害防除に係る集落ぐるみ対策の協力について

- ① 廃棄野菜・果物等を農地などに放棄することは、無意識の餌付けになるのでやめましょう。
- ② 稲刈り後に生えるひこばえを放置したり、冬季に畔草を生えたままにすることは、農地をエサ場として認識させ、結果的にシカやイノシシを呼び寄せる原因になります。

6 その他

- ① 捕獲檻の貸出し、返却にあたっては、農区(自治会)で捕獲檻の運搬をお願いします。
- ② 生活被害の場合は、<その他の被害>欄に具体的に記入をお願いします。
- ③ 個人への捕獲檻の貸し出しなど行っておりません。
- ④ トラバサミの設置は法律により全面禁止されています。
- ⑤ 捕獲檻の貸し出し期間は6カ月です。継続延長できますが、再度同依頼書を提出してください。檻が不足しているときは継続延長できないことがあることを、予めご承知ください。
- ⑥ 自治会、農区は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例により、無償貸付とします。

【問合せ・提出先】

〒671-2103 姫路市夢前町前之庄2160番地
姫路市北部農林事務所
鳥獣対策室

TEL 079-336-4412
FAX 079-336-4420